

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		広く社会に利益をもたらす	短期入所事業所の設置促進、安定的な運営につながり、障がい者の福祉の増進に寄与する。
公益性	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		ほとんど合っている	障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活するため、短期入所の安定的な運営は必要であると考えられる。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	短期入所事業所の確保等を考えた場合、経費の一部負担は必要であると考えられる。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できない	市内で入所施設が無い中で、単独で短期入所事業を実施するとすると、人件費及びその他の運営経費の採算性が合わず、事業の継続が困難になるおそれがあると考えられる。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		高い	市内に入所施設がなく単独による短期入所事業所は法定給付で経営することが困難な中で、今後においても短期入所の安定的な運営は必要であると考えられる。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		即している	市内に入所施設がなく単独による短期入所事業所は法定給付で経営することが困難な中で、今後においても短期入所の安定的な運営は必要であると考えられる。
補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。	
	できる	市内に入所施設がなく単独による短期入所事業所は法定給付で経営することが困難な中で、短期入所事業を運営する事業者に対して補助金を交付する。	
補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。	
	未設定	短期入所事業所の見込み量等を判断しながら検討していく。	
補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。	
	はい	短期入所を実施する部屋数等を確認している。	

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	短期入所事業所の確保により、障がい者の地域移行を推進し、障がい者の福祉の増進が図られると考えられる。
施策との整合性	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		はい	短期入所事業所の確保が進まない中で、市が施設建設をするより、安価であると考えられる。
公平性	事業を実施できる団体が他にない。(複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。)	評価	「はい」を選んだ理由
		はい	補助対象としている障害福祉サービスを実施する事業者は複数考えられる。
		「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。	
公平性	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		設定済	要綱により、補助基準額又は実支出額のうち少ない額としている。
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		補助対象事業所数 平成30年度 1事業所 3床 平成31年度 1事業所 3床 令和2年度 2事業所 8床	
		評価	評価理由
	十分効果をあげている	補助を実施してから、民間事業所において短期入所事業所の設置が進んでいる。	
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
はい		事業所の運営経費の補助のため、委託はなじまない。	
国や県、本市において同様の補助事業がない。(※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く)	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。	
	ない		
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。
		はい	短期入所事業所の運営に要する、従業員賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び貸借料並びに備品購入費
	補助対象外経費を補助対象としていない。(対象としている場合は、明確な根拠を持っている。)	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。(※費目とは、飲食費や慶弔費など)
対象としていない			

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由
		はい	県の指定を受け、短期入所事業を運営している事業者であり適正である。
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
		はい	パンフレットやホームページ、市が発行している「障がい福祉ガイドブック」で短期入所事業を実施していることを公表している。
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
		はい	社会福祉法人や特定非営利活動法人は監事を置くこととなり、内部でのチェック体制が整えられていると思われる。また理事会や役員会などで、収支決算や事業報告などが公表されている。
補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。	
	事業補助		
市職員が補助金交付団体の事務を行っているか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。	
	行っていない		
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 (※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと)	評価	具体的な根拠指標
		いいえ	直近決算額における補助金額 _____ 円 繰越金額 _____ 円 { うち補助事業会計分 _____ 円 うち団体独自会計分 _____ 円
		繰越金額が生じた具体的な原因について記入。	
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

国・県、近隣市は実施なし

(4) 補助金の課題

市内には入所施設が無く、短期入所事業を整備・運営しにくい中で、今後も計画的に事業所を整備・運営していくため、補助対象経費、補助基準額については、今後も精査しながら実施していく必要がある。

(5) 所属長の総合評価

障がい者の地域移行を推進し、障がい者の福祉の増進を図るため、今後も短期入所事業所への適切な支援を実施していきたいと考えます。

(6) 補助金の今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま継続
<input checked="" type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続
<input type="checkbox"/> 廃止
<input type="checkbox"/> その他

その他の内容

現行継続の理由	
---------	--

見直しの時期	令和5年度
見直しの内容	国の動向に合わせて補助対象やその額の見直しを検討する。

廃止の時期	
廃止の理由	